

民間の自主的な取組として、市場で販売する無線設備の外箱パッケージ等に、電波法に定める「著しく微弱な無線局」の基準を満たしている微弱無線設備であることを証明するマークを表示する取組が行われています。

## ① ELPマーク

微弱無線設備



全国自動車用品工業会（JAAMA）が平成27年6月より、電波環境協議会（EMCC）が平成28年6月より開始した微弱無線設備登録制度<sup>(※1)</sup>に基づき基準を満たした製品に表示されるマーク

(※1) ELPマークの登録制度については以下を参照ください。

○全国自動車用品工業会（JAAMA） 「微弱無線設備登録制度」

<https://www.jaama.gr.jp/bijaku/index.html>

○電波環境協議会（EMCC） 「微弱無線設備登録制度」

<https://emcc-info.net/elp/index.html>

## ② 性能証明ラベル<sup>(※2)</sup>



一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が測定を実施し、電波法令で規定している条件に適合していた場合に、免許を要しない無線局である事を証明した製品に表示されるマーク

(※2) TELEC 性能証明ラベルについては以下を参照ください。

○一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）

「微弱無線設備の性能証明」

[https://www.telec.or.jp/services/examination/weak\\_radio\\_equipment.html](https://www.telec.or.jp/services/examination/weak_radio_equipment.html)